

目 次

公平委員会規則

ページ

- 1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則… 1

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 24 年 7 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中

「秘書係長」を「秘書広報係長」に改め、

「

| | |
|-------|-----|
| 中央公民館 | 館 長 |
| 情 報 館 | 館 長 |
| 博 物 館 | 館 長 |

を

」

「

| | |
|-------|-----|
| 中央公民館 | 館 長 |
| 博 物 館 | 館 長 |

に改め、

」

同表の 4 の項中「、行政評価係長及び行革推進係長」を「及び行革推進係長」に改め、「支所長、課長」を「支所長」に改め、

「

| | |
|----------|--|
| 特定施設 | 施設長（高齢福祉課の管理に属する特定施設に限る。）、介護老人保健施設すこやか両津の事務長 |
| 教育委員会事務所 | 事務局長 |
| 佐渡中央文化会館 | 館 長 |

を

」

「

| | |
|----------|--|
| 特定施設 | 施設長（高齢福祉課の管理に属する特定施設に限る。）、介護老人保健施設すこやか両津の事務長 |
| 佐渡中央文化会館 | 館長 |

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。